

竹富町西表島エコツーリズム推進協議会 規約

令和2年3月22日制定

令和4年2月22日変更

令和4年9月07日変更

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、竹富町西表島エコツーリズム推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 協議会は、主たる事務所を竹富町役場内の自然観光課（沖縄県石垣市美崎町11番地1）に置く。

2 協議会は、総会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 協議会は、西表島において豊かで貴重な自然環境が持続的に保護され、適切に利用されることで広く地域振興にも貢献するエコツーリズムを実現することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 西表島エコツーリズム推進全体構想の作成及び変更に関すること
- (2) 西表島エコツーリズム推進全体構想の実施体制に関すること
- (3) 竹富町観光案内人条例の運用に関すること
- (4) 西表石垣国立公園（西表地区）自然体験活動促進計画の作成及び変更に関すること
- (5) 西表島における自然体験活動促進事業の実施に関すること
- (6) その他、西表島エコツーリズムの推進及び利用ルールの検討に必要な事項

2 協議会は、前項各号に掲げる事業の一部を当該協議会以外の者に委託して実施することができる。

第2章 会員等

(協議会の会員)

第5条 協議会は、別紙1に掲げる会員をもって組織する。

2 新たに協議会の会員に加える旨の申入れがあったときは、総会における協議会会員の追加の議決をもって会員とし、遅滞なく別紙1の会員名簿に追加する。

(届出)

第6条 会員は、その氏名及び住所（会員が団体の場合については、その名称、所在地及び代表

者の氏名等)に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

2 協議会は、前項の届出があったときは、別紙1の会員名簿を変更し、遅滞なく会員に報告する。

(会議機関)

第7条 協議会には、次の会議機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) ワーキング会議等

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第8条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (2) 監事 1名

2 前項の役員は、第5条第1項の会員の中から総会において選任する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第9条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
- (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員任期)

第10条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第11条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員解任)

第12条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

第4章 会議機関

第1節 総会

(構成)

第13条 総会は、別紙1に掲げる協議会の会員をもって構成する。

2 総会の議長は、会長が務める。

(開催)

第14条 総会は、毎年1回以上開催する他、会長が必要と認めたとき、又は会員現在数の3分の1以上から若しくは監事から招集の請求があったときに開催する。

(議決方法等)

第15条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。

3 総会の議事は、第17条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(権能)

第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 西表島エコツーリズム推進全体構想の策定及び変更に関する事項

(2) 各種事業計画及び収支予算の設定又は変更に関する事。

(3) 各種事業報告及び収支決算に関する事。

(4) 協議会の規約及び各種規程の制定、変更及び改廃に関する事。

(5) その他協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第17条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(1) 協議会規約の変更

(2) 協議会の解散

(3) 会員の除名

(4) 役員解任

(書面又は代理人による表決)

第18条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協議会に到着しないときは、無効とする。

(意見の聴取等)

第19条 会長は、必要に応じて会員以外の者を総会に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(議事録)

第20条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数及び氏名
- (3) 審議事項及び決議事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

3 議事録は、議長が記名押印しなければならない。

第2節 運営委員会

(構成)

第21条 運営委員会は、各会員の実務担当者を委員として構成する。

(開催)

第22条 運営委員会は、委員が必要と認めた場合に随時開催する。

(機能)

第23条 運営委員会は、次の事項を行う。

- (1) 自然観光資源の保護及び利用に関する事項
- (2) 各種事業計画案の策定
- (3) 事業の具体的な企画・運営に係る事項
- (4) その他、事業実施に必要な事項

第3節 ワーキング会議等

第24条 ワーキング会議等は、必要に応じて設置し、ワーキング会議の構成、機能、会議運営に必要な事項は、その都度決定する。

第5章 事務局

(事務局)

第25条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

2 事務局は次の各号に掲げるものをもって組織する。

- (1) 竹富町自然観光課
- (2) その他、会長が必要と認めた者

3 協議会は業務の適正な執行のため、事務局長を置く。

4 事務局長は、事務局の中から会長が任命する。

5 協議会の庶務は、事務局長が総括する。

(業務の執行)

第26条 協議会の業務の執行の方法については、本規約で定めるもののほか、別途定める会計処理規程によるものとする。

(書類及び帳簿の備付け)

第27条 協議会は、第2条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 協議会規約及び前条に掲げる会計処理規程
- (2) 会員名簿及び会員の変更に関する書類
- (3) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (4) 規約に定める会議機関の議事に関する書類
- (5) その他、必要な書類

第6章 会計

(事業年度)

第28条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第29条 協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 行政機関等からの委託費及び交付金
- (2) その他の収入

(収支予算)

第30条 協議会の収支予算は、会長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第31条 会長は、毎年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、総会の開催の日の20日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

(会計処理)

第32条 協議会の会計処理は、本規約で定めるもののほか、別途定める会計処理規程により行う。

第7章 協議会規約の変更、解散及び残余財産の処分

(規約の変更)

第33条 この規約は、総会の議決を得なければ変更することはできない。

(解散)

第34条 協議会は、総会の議決を経て解散することができる。

2 解散時に協議会が有していた各種文書等は、竹富町が解散後5年経過する間、引き継ぐものとする。

(残余財産の処分)

第35条 協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、行政機関の事業を実施して得た財産は、原則として当該行政機関に返還するものとし、返還額については個別に協議して決定する。

2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

第8章 協議会会長印の取扱

(定義)

第36条 この規約において「会長印」とは、協議会の業務遂行上作成された文書に使用する印章で、それを押印することにより、当該文書が真正なものであることを認証することを目的とするものをいう。

(種類)

第37条 会長印は、「竹富町西表島エコツーリズム推進協議会会長」の名称を彫刻するものとする。

(使用範囲)

第38条 会長印は、会長が必要と認めた文書を発行するときに限り使用するものとする。

第9章 雑則

(細則)

第39条 その他この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和2年3月22日から施行する。
- 2 協議会の設立初年度の役員の選任については、第8条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第10条第1項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。
- 3 協議会の設立初年度の予算の議決については、第30条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。
- 4 協議会の設立初年度の会計年度については、第28条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から令和3年3月31日までとする。

竹富町西表島エコツアーリズム推進協議会 会員名簿

	区分	所属・役職等		推進協議会での役割	役割
1	学識経験者	元 沖縄県エコツアーリズム推進協議会・会長	花井 正光		全体構想及び西表島エコツアーリズムへの専門的知見による指導・助言
2		琉球大学・名誉教授	横田 昌嗣		
3		琉球大学 博物館（風樹館）・助教	佐々木 健志		
4		琉球大学熱帯生物圏研究センター 西表研究施設・准教授	渡辺 信		
5		北九州市立自然史・歴史博物館・学芸員	中西 希		
6		Island Ecosystem Research・代表	河野 裕美		
7	地元住民代表	西表島東部地区公民館連合会・代表（2名）			地域住民との連絡・調整
8					
9		上原地区連合公民館・代表			
10		西表地区公民館・代表			
11	地元関係団体	竹富町商工会・会長		監事	関係者との連絡・調整、関係分野の観点からの助言
12		竹富町観光協会・会長		副会長	
13		八重山漁業協同組合・組合長			
14		沖縄県猟友会・竹富町地区長			
15		どうぶつたちの病院 沖縄・理事長			
16		トラ・ゾウ保護基金西表支部 やまねこパトロール・事務局長			
17		西表島エコツアーリズム協会・会長		※	
18		西表島カヌー組合・組合長		※	
19		竹富町ダイビング組合・世界自然遺産担当		※	
20		西表島シュノーケル評議会・代表		※	
21		八重山 SUP 協会西表支部・支部長		※	
22		沖縄県カヤック・カヌー協会八重山支部・支部長		※	
23		西表財団・理事長			
24	ガイド事業者代表	仲間川エリア WG・代表			ガイドとの連絡・調整
25		北東部エリア WG・代表			
26		ヒナイエリア WG・代表			
27		浦内川エリア WG・代表			
28		南西部エリア WG・代表			
29		海域エリア WG・代表			
30		野営 WG・代表			
31	行政関係者	竹富町・副町長		会長	所管する制度の運用、各種事業の実施
32		環境省沖縄奄美自然環境事務所・所長			
33		環境省西表自然保護官事務所・国立公園保護管理企画官			
34		林野庁九州森林管理局沖縄森林管理署・署長			
35		林野庁九州森林管理局西表森林生態系保全センター・所長			
36		沖縄県環境部自然保護課・課長			
37		沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課・課長			
38		竹富町自然観光課・課長		事務局長	
39		竹富町教育委員会社会文化課・課長			

注：備考欄の※は、「竹富町観光案内人条例」における観光事業者の実績証明発行可能団体